

北九州カートウェイ施設貸し切り使用規定

1. コース貸し切り料金

別途料金表によります。

2. 使用申込み

開催予定日の1ヶ月前までに『北九州カートウェイ施設貸切申込書兼契約書』をご提出ください。

また、申込みにあたり、弊社より本規定の内容以外の条件を提示する場合があります、借主はそれを全面的かつ包括的に受諾しなくてはなりません。

3. 料金支払方法

現金にて、開催当日の開会前に一括支払いする事とします

4. 入場開始、退場完了、エンジン始動可能時間

開場、閉場、エンジン始動（発電機含む）の時刻は以下の通りとします。

- ・入場開始（開場） 午前8時 もしくは 開始時刻の1時間前 いずれか遅い時間
※開場時間前の上場、入口（ゲート前）の待機、場内前日泊は一切禁止です
- ・退場完了（閉場） 午後6時 もしくは 終了時刻の1時間後 いずれか早い時間
※借主、スタッフ等含め、上記時間までに速やかに退場していただきます
- ・エンジン始動可能時間（発電機含む） 午前9時～午後5時

5. 施設の使用に際しての借主の責任

借主や参加者・関係者（付き添いギャラリーも含む）の行為により、弊社所有の施設（路面、建物等）及び備品・機材等を滅失・毀損した場合は、それにより弊社が被った一切の損害を賠償していただきます。

弊社所有の機材につきまして、偶発的な故障やトラブルによって生じた一切の損害や不利益は、全て借主において負う事とします。

6. 使用目的

本規則や、法令・公序良俗・社会通念に反し、他のお客様の迷惑になるとと思われる目的・使用、弊社所有の施設（建物、路面等）・機材を著しく傷付ける恐れのある場合は、本施設の利用をお断りすることがあります。また、イベントに関連した出展・物品販売等につきましても同様です。

7. 借主の準備・手配

弊社より提供するコース施設・機材を除く人員・機材・消耗品・賞品・救急器具等の準備・手配は、借主の責任において行う事とします。

弊社所有の機材につきまして、偶発的な故障やトラブルによって生じた一切の損害や不利益は、全て借主において負う事とします。

8. キャンセルの取り扱い

借主の責任に帰属する貸切契約の解除（キャンセル）について、その期日に応じて以下の通り違約金が発生します。雨天（警報級豪雨、台風接近除く）による解除も同様です。

申込日～7日前 当該料金の50%

6日前～当日 当該料金の100%

9. イベントの中止等

天変地異その他、双方いずれの責にも帰することが出来ない事由でイベントが当日開催出来なかった場合、北九州カートウェイに苦情の申し立て及び賠償や責任の追及をしないこととします。

但し、協議の必要な事態が発生した場合、双方信義誠実の原則に従いこれに臨むものとします。

10. 安全管理の義務

借主は、当該イベントに関わる参加者やスタッフに関し、サーキット周辺を始め、施設内の安全を保つための施策を講じなければなりません。

借主は参加者・来場者の安全確保義務を負います。弊社の指定する立入規制区域への規制線の配置等、必要な措置を講じなくてはなりません

施設利用中の事故・トラブルに関してはすべて借主の責任において処置を行うものとします。

11. 関係官庁届出義務

消防・警察等、公的機関に届出を要するイベントを開催する場合、その届出・手続き等は借主の責任において行う事とします。

それにより発生したトラブルは、すべて借主の責任において処置を行うものとします。

12. 肖像権・映像使用権の帰属

当該行事において、弊社が撮影した映像等を放映・インターネットでのPRなどに使用する場合、その権利は弊社に帰属するものとします。

但し、必要と認められた場合は双方協議により決定します

13. 後片付け

借主はイベント終了後、清掃及び使用した施設・備品・機材などを当初の状態に戻すことを義務とし、弊社のチェックを受けていただくものとします。

また、イベントによって生じたゴミ（参加者が出した物も含む）は、借主及び参加者各自において責任持って持ち帰り・処理をしなければなりません。

14. 参加者の監督義務

借主はイベントの実施に当たり、主催者の責任として参加者に施設内での規則・ルールマナーを守らせる対策を講じ、安全の確保や他の者、近隣住民に迷惑をかけないよう秩序を維持しなくてはなりません。

15. 電源の私的利用の禁止

借主、関係者、参加者、来場者等による、弊社設置の電源の私的利用は、これを全面禁止します。

16. 責任所在と賠償等

当該行事に関連して発生した事故やトラブルその他一切の損害について、借主が全ての責任を負い、弊社及び従業員、その他の関係者等に対し責任の追及や賠償の要求を行わない事とします。

17. 傷害保険

イベントの実施に当り、必要に応じて借主・参加者及び関係者は有効な傷害保険に加入する事とします。その手配・手続きは各自の責任において行わなくてはなりません。

18. 協議事項

この規定書に記載していない事案が発生した場合は、双方信義誠実の原則に則り、協議し、解決する事とします。

19. 利用拒否

上記事項への違反行為、ゴミ投棄や騒音等による近隣住民とのトラブル・苦情等が発生した場合、弊社はそれ以降の利用拒否や成立している契約の破棄を行います。

20. その他

本規則書は、令和5年10月現在のものであり、内容は予告なく変更する場合があります。

平成20年1月1日制定
令和3年4月1日一部改定
令和4年6月20日一部改定
令和4年10月10日一部改訂
令和5年1月7日一部改訂
令和5年10月25日一部改訂
北九州市若松区大字有毛2296
有限会社 北九州カートウェイ